

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

44期

「目から鱗」、 修習時代の経験は、今も私に生きている



会員 佐藤 りか (44期)

私は44期司法修習生として、1990年(平成2年)4月に研修所に入所し、1992年(平成4年)3月まで、2年間の修習を受けた。

研修所は湯島にあったが、同じ敷地内の旧岩崎邸がレトロな雰囲気を漂わせ、庭園は樹木が美しく、緑の芝生が目に見えやかであった。

1クラス50名程のクラスが10クラスあり、私は3組である。クラスの空気は、開放的でのびやかであった。厳しい受験時代を超えた安堵があるのかも知れない。クラスの担当教官の先生方には、実務におけるそれぞれの立場のあり方だけでなく、教官お一人お一人の生の生活を身近に感じさせて頂いた。私は、当時は、何となく弁護士になろうか、というぐらいで、具体的な法曹のイメージを持つこともなく、実務修習中に進路を決めていこう、とのんびりと構えていた。他の修習生と一緒に幾つかの法律事務所を訪問したが、それは就職活動というよりも、事務所見学のついでにご馳走になりに行く、という感じであった。昨今の修習から考えれば暢気なことである。しかし、他人を眺めると、それぞれが明確な目的意識を持っているようにも見えたりして焦りを感じたりもした。

実務修習地は東京で、最初は民裁修習であった。裁判官をはじめ書記官、速記官、事務官などなど配属部の方々にはとても親切にして頂き、今にしても、頭の下がる思いがする。何度か懇親会にも参加させて頂いた。初めの実務修習で見ると聞くと全てが新鮮で、記録を読むのも、起案をするのも、何もかもが興味深かった。とりわけ特別部修習は記憶に鮮明である。民事8部(商事部)で一日修習を受け、会社更生事件の話を聞く機会があったのだが、会社再建への手続で弁護士が果たす役割を知って、弁護士にはそういう、ダイナミックな、生の経済に寄与する仕事があるのだと、目から鱗

が落ちるような気持ちであった。不思議にも思うが、この感覚が今でも残っているようだ。

検察修習は、捜査修習、公判修習と、各短期間ではあったが、また格別な検察の仕事の厳しさを、その片鱗とはいえ、感じた。

弁護修習では、指導担当の先生には弁護士としての仕事のあり方や姿勢を教えて頂いた。訴訟案件の実査で富山への出張にもご一緒させて頂き、指導担当の先生と事務所の若手の先生と夜遅くまで色々な話をした思い出がある。この弁護修習の時期の経験は、現在の自分に影響を与えていると思う。

刑裁修習は、大合議部に配属がされた。裁判官は温厚且つ闊達な方々であった。事実認定がとても難しい事件があり、自分なりにあれこれと検討した結果、無罪判決の起案をしたのであるが、その拙い起案をととても丁寧に見て下さった。刑裁修習中の模擬裁判では、検察官を担当し、秋霜烈日バッジを厚紙で作ったり、ということを含め、かなり念入りに準備をしたつもりであった。しかし、講評では論点の一つの立証がもれていたと指摘され、なるほどそのとおりで、自分がやったことを客観視するのは難しいものだな、と改めて感じたりした。

後期修習は、二回試験が控えていたために、やはり前期修習とは異なりやや緊張感のある雰囲気があった。時間は駆け足で過ぎていった。

私は、迷った末にやはり実務修習中に比較的感銘を受けた弁護士になることを決めた。倒産事件を仕事の軸としたいと考えたのである。弁護士登録から今年で18年目となり、この間、仕事は倒産事件に限られる訳もなく、また、実務家としての課題も多くあることを自覚しているが、未だに、倒産事件を軸としたいという気持ちは何故か変わらない。目から鱗、の衝撃の強さであろうか。